

農地の賃借料情報提供について

平成 21 年度の農地法の改正により、これまで農業委員会で定めていた標準小作料が廃止され、効力がなくなりました。農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法に基づく貸借契約）により契約されている賃借料については、当事者間で定める必要がありますので、従前の標準小作料に替えて実勢価格としての賃借料情報を提供いたします。

令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までに嘉島町で締結（公告）された賃貸借（72 筆）における賃借料水準（10a 当たり）は次のとおりとなっていますので、農地の状況などに合わせて柔軟に当事者同士で設定してください。

嘉島町農地賃借料情報 （10a 当たり）

地域名	区 別	平均額	最高額	最低額	データ数
嘉島町全域	田	14,607 円	25,000 円	10,000 円	59 筆
	畑	6,578 円	15,000 円	3,770 円	4 筆

物納分（10a 当たり）※水田のみ

嘉島町全域	田	77kg	109kg	48kg	9 筆
-------	---	------	-------	------	-----

※農地の貸借の方法は、上記のほか、小作料の発生しない『使用貸借』の契約もあります。